

多摩区防災連絡会議設置要綱

(目的)

第1条 区防災対策の充実・強化を図り、災害による区内の被害を軽減することを目的として、多摩区防災連絡会議（以下「会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 会議は、前条の目的を達成するため、次の事項を所掌する。

- (1) 地域防災能力向上に向けた取組及び連携に関すること。
- (2) 地域防災能力向上に向けた情報の共有
- (3) その他必要な事項

(構成等)

第3条 会議は、別表1に掲げる団体等をもって構成する。

2 会議の座長は多摩区長をもって充てる。

3 座長に事故があるとき、又は欠けたときは、多摩区副区長をもって充てる。

4 座長は、必要と認める場合は、会議に関係者、関係職員を出席させることができる。

(会議)

第4条 会議は、必要に応じて座長が招集する。

(部会)

第5条 会議は、必要に応じて部会を置くことができる。

(事務局)

第6条 会議の事務局は、多摩区役所危機管理担当に置く。

2 事務局長は、危機管理担当主管を持って充てる。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関する事項その他必要な事項については、座長が定める。

附 則

この要綱は、平成24年11月8日から施行する。

1	東京電力株式会社 川崎支社	22	多摩区自主防災組織連絡協議会
2	東京ガス株式会社 川崎支店	23	多摩区民生委員児童委員協議会
3	公益社団法人神奈川県LPガス協会 川崎北支部	24	川崎市多摩区社会福祉協議会
4	東日本旅客鉄道株式会社 登戸駅	25	学校法人明治大学
5	小田急電鉄株式会社 登戸駅	26	学校法人専修大学
6	京王電鉄株式会社 相模原管区京王多摩センター	27	学校法人日本女子大学
7	小田急バス株式会社 登戸営業所	28	県立学校長会議
8	川崎交通産業株式会社	29	川崎市立中学校長会 多摩麻生地区校長会
9	日本郵便株式会社 登戸郵便局	30	川崎市小学校長会 多摩支部校長会
10	東日本電信電話株式会社 川崎支店	31	学校法人カリタス学園
11	株式会社大里工業	32	神奈川県横浜川崎治水事務所 川崎治水センター
12	公益社団法人川崎市多摩区医師会	33	多摩消防団
13	公益社団法人川崎市多摩区歯科医師会	34	神奈川県警多摩警察署
14	一般社団法人川崎市多摩区薬剤師会	35	川崎市財政局しんゆり市税事務所
15	公益社団法人川崎市看護協会	36	川崎市環境局多摩生活環境事業所
16	川崎市立多摩病院 指定管理者学校法人聖マリアンナ医科大学	37	川崎市上下水道局北部営業センター
17	社団法人川崎建設業協会 多摩特設作業隊	38	川崎市上下水道局第3配水工事事務所
18	社団法人川崎市商店街連合会 多摩区商店街連合会	39	川崎市交通局鷺ヶ峰営業所
19	川崎商工会議所中小企業振興部多摩支所	40	川崎市消防局多摩消防署
20	財団法人川崎市公園緑地協会 川崎国際生田緑地ゴルフ場	41	川崎市多摩スポーツセンター
21	多摩区町会連合会	42	川崎市多摩区役所

(順不同)